

だい じ い が し しょう しゃふくし けいかく さくてい  
第4次伊賀市障がい者福祉計画策定のための  
アンケートご協力きょうりよくのお願いねが

3

しみん みなさま ひごろほんし ほけんふくしぎょうせい すいしん りかい きょうりよく  
市民の皆様には、日頃から本市の保健福祉行政の推進にご理解とご協力を  
いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、伊賀市では、障がいのある人の福祉施策をより一層進めていく  
ため、「第4次障がい者福祉計画」の策定に取り組むことといたしました。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの16歳以上  
の人の中から任意に抽出した人を対象に、障がい福祉への関心や障がい  
のある人に対する理解についてなどをお伺いすることを目的に実施するも  
のです。

ご多用中のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解のうえ、率直な  
ご意見をいただきますよう、お願いいたします。

なお、皆様からのご回答の内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料とし  
てのみ使用いたします。

ご回答の内容が外部に漏れたり、他の目的に使用するなど、皆様のご迷惑に  
なることは決してありませんので、安心してご記入ください。

ねん がつ  
2019年11月

いがしちょう おかもと さかえ  
伊賀市長 岡本 栄

## 【ご記入にあたってのお願い】

1. この調査票は、市内にお住まいの16歳以上の人の中から任意に抽出した人を対象にお送りしています。
2. 調査票には、あて名のご本人がお答えください。
3. 各質問には、2019年11月1日現在の状況でお答えください。
4. 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接書きいただくものなどがあります。  
また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つまで」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
5. 「その他」を選んだ場合は、お手数ですが、カッコ（ ）内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
6. 記入が終わりましたら、12月13日(金)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてお近くの郵便ポストに投函してください。  
お名前を記入していただく必要はありません。
7. このアンケート調査についてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

伊賀市 健康福祉部 障がい福祉課  
電話 : 0595-22-9657  
ファックス : 0595-22-9662  
Eメール : shougai@city.iga.lg.jp

いがししょう      しゃふくしけいかくさくてい  
伊賀市 障がい者福祉計画策定のためのアンケート

※以下、あなたとは、封筒のあて名ご本人をさします。

あなた自身のことについてお伺いします。

問1 あなたの年齢は、2019年11月1日現在、満何歳ですか。(1つだけ)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1. 18歳未満  | 5. 50～64歳 |
| 2. 18～29歳 | 6. 65～74歳 |
| 3. 30～39歳 | 7. 75歳以上  |
| 4. 40～49歳 |           |

障がい福祉への関心についてお伺いします。

問2 あなたは、障がい福祉について関心がありますか。(1つだけ)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. とても関心がある  | 4. あまり関心がない  |
| 2. 少し関心がある   | 5. まったく関心がない |
| 3. どちらともいえない |              |

問3 あなたの身近には、障がいのある人がいらっしゃいますか。

(あてはまるものすべて)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1. 家族または親戚にいる | 4. 友人、知人にいる   |
| 2. 職場・学校にいる   | 5. 身近にはいない    |
| 3. 近所にいる      | 6. 知らない・わからない |

問4 あなたは、<sup>こま</sup>困っている<sup>しょう</sup>障がい者<sup>しや</sup>（児）に、<sup>てだす</sup>手助けをしたことがありますか。

（1つだけ）

1. ある ⇒ <sup>と</sup>問6へ

（<sup>ぐたいてき</sup>具体的に

）

2. ない ⇒ <sup>と</sup>問5へ

（問4で「ない」と<sup>こた</sup>答えた人におたずねします。）

問5 <sup>てだす</sup>手助けをしたことがない<sup>りゆう</sup>理由は何ですか。（1つだけ）

1. <sup>しょう</sup>障がいのある人<sup>ひと</sup>が<sup>こま</sup>困っている<sup>ばめん</sup>場面に出会ったことがないから

2. <sup>せんもん</sup>専門の人や<sup>かんけいしや</sup>関係者にまかせたほうが<sup>おも</sup>いいと思うから

3. どのように<sup>せつ</sup>接していいかわからないから

4. <sup>じぶん</sup>自分に関係ないから

5. その他（

）

問6 あなたは、<sup>しょう</sup>障がいのある人<sup>ひと</sup>についてどのように<sup>おも</sup>思いますか。（それぞれ1つだけ）

【<sup>しんたいしょう</sup>身体障がい者<sup>しや</sup>】

1. <sup>せつきよくてき</sup>積極的に<sup>しえん</sup>支援したい

3. <sup>とく</sup>特に<sup>なに</sup>何も<sup>おも</sup>思わない

2. <sup>こま</sup>困っていたら<sup>しえん</sup>支援したい

4. あまり<sup>かか</sup>関わりたくない

【<sup>ちてきしょう</sup>知的障がい者<sup>しや</sup>】

1. <sup>せつきよくてき</sup>積極的に<sup>しえん</sup>支援したい

3. <sup>とく</sup>特に<sup>なに</sup>何も<sup>おも</sup>思わない

2. <sup>こま</sup>困っていたら<sup>しえん</sup>支援したい

4. あまり<sup>かか</sup>関わりたくない

【<sup>せいしんしょう</sup>精神障がい者<sup>しや</sup>】

1. <sup>せつきよくてき</sup>積極的に<sup>しえん</sup>支援したい

3. <sup>とく</sup>特に<sup>なに</sup>何も<sup>おも</sup>思わない

2. <sup>こま</sup>困っていたら<sup>しえん</sup>支援したい

4. あまり<sup>かか</sup>関わりたくない

問7 もし、あなたの近所に障がい者の施設ができるとしたら、あなたはどのように思いますか。(1つだけ)

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1. 何も問題ない   | 4. 建設に反対する |
| 2. 少し抵抗を感じる | 5. その他 ( ) |
| 3. 抵抗を感じる   |            |

問8 次の障がい者福祉に関する言葉のうち、あなたが知っている言葉はどれですか。(あてはまるものすべて)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1. 身体障害者手帳        | 15. 障害者雇用促進法    |
| 2. 療育手帳           | 16. 障害者週間       |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳    | 17. バリアフリー新法    |
| 4. 特別支援教育         | 18. 共生社会        |
| 5. A D H D        | 19. ノーマライゼーション  |
| 6. アスペルガー症候群      | 20. ユニバーサルデザイン  |
| 7. 自閉症            | 21. ヘルプマーク      |
| 8. 障害者基本法         | 22. おもいやり駐車場    |
| 9. 障害者総合支援法       | 23. インクルーシブ教育   |
| 10. 発達障害者支援法      | 24. 成年後見制度      |
| 11. 障害者虐待防止法      | 25. 福祉避難所       |
| 12. 合理的配慮         | 26. 伊賀市障がい者福祉計画 |
| 13. 国際障害者年(1981年) | 27. 知っている言葉はない  |
| 14. 障害者権利条約の批准    |                 |

問9 あなたは、2013年4月から障がい者の範囲に難病患者が含まれるようになったことを知っていますか。(1つだけ)

- |          |         |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

しょう 障 がいのある人への支援やボランティアについてお 伺 いします。

問10 あなたは、障 がいのある人に対するボランティア活動に参加したことがありますか。  
(1つだけ)

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 参加している       | ⇒ 問11 へ |
| 2. 以前、参加したことがある | ⇒ 問11 へ |
| 3. 参加したことがない    | ⇒ 問12 へ |

(問10で「参加している」または「以前、参加したことがある」と答えた人へおたずねします。)

問11 あなたは、どのようなボランティア活動に参加しましたか。

(あてはまるものすべて)

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 1. 手話・要約・点訳・朗読活動   | 6. スポーツ・レクリエーションの指導・介助 |
| 2. 福祉施設などでの手伝い     | 7. イベントや行事などでの手伝い      |
| 3. 日常生活の手伝い        | 8. 障がい者就労施設などの製品購入     |
| 4. 相談・安否の確認        | 9. 寄付・募金               |
| 5. 買い物・通院などの移動の手伝い | 10. その他 ( )            |

(問10で「参加したことがない」と答えた人へおたずねします。)

問12 あなたが、ボランティア活動に参加したことがない理由は何かですか。

(あてはまるものすべて)

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 学校や仕事、家事で忙しいから          |
| 2. 身体が弱い、病気がちであるから         |
| 3. 高齢者や子ども、病気の家族の世話をしているから |
| 4. 活動の内容や参加の方法がわからないから     |
| 5. 興味や関心がないから              |
| 6. その他 ( )                 |

問13 あなたは、今後、障がいのある人に対する、どのようなボランティア活動に参加したいとおもいますか。(あてはまるものすべて)

- |                    |                        |
|--------------------|------------------------|
| 1. 手話・要約・点訳・朗読活動   | 6. スポーツ・レクリエーションの指導・介助 |
| 2. 福祉施設などでの手伝い     | 7. イベントや行事などでの手伝い      |
| 3. 日常生活の手伝い        | 8. 障がい者就労施設などの製品購入     |
| 4. 相談・安否の確認        | 9. 寄付・募金               |
| 5. 買い物・通院などの移動の手伝い | 10. その他 ( )            |

問14 災害が起こった時に障がいのある人が困っていたら、あなたは手助けをしますか。(1つだけ)

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 手助けをすとおも             |
| 2. 障がいのある人の手助けまでできないとおも |
| 3. わからない                |

問15 あなたは、災害時に、障がいのある人に対してどのようなことができますか。(あてはまるものすべて)

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1. 安否の確認     | 7. 衣服の着脱      |
| 2. 避難場所への誘導  | 8. 外出の介助      |
| 3. 物の運搬      | 9. 病院への通院の手伝い |
| 4. 連絡の取り継ぎ   | 10. 相談相手・話し相手 |
| 5. 食事の介助     | 11. その他       |
| 6. トイレ・入浴の介助 | ( )           |

問16 あなたは、避難行動要支援者支援制度※を知っていますか。(1つだけ)

※避難行動要支援者支援制度とは、災害が起こったとき、お年寄りや障がいのある人など、必要な情報を的確に把握することができない人や、自力で安全な場所に避難することができない人を支援するしくみです。それまでお元気な人も、災害時にはケガなどで避難に手助けが必要になる場合があります。この制度は、災害時に一人でも多くの人の命と安全を守るために事前に十分な準備をしておくためのしくみです。

1. 知っている

2. 知らない

問17 あなたは、避難行動要支援者支援活動における支援者になってもよいと思いますか。(1つだけ)

1. 思う

2. 思わない

3. どちらともいえない

障がいのある人もない人もすべての人が暮らしやすい  
まちづくりについてお伺いします。

問18 あなたは、障がいのある人に対する市民の理解について、どのように感じていますか。(1つだけ)

1. かなり深まったと思う

4. まったく深まっていない

2. ある程度深まったと思う

5. どちらとも言えない

3. あまり深まったとは思わない

6. わからない

問19 あなたは、障害者差別解消法※を知っていますか。(1つだけ)

※障害者差別解消法とは、正式名を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2013年6月制定、2016年施行)といいます。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に定められました。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

1. 知っている

2. 知らない

問20 あなたは、障がいのある人や家族が、差別を受けたり、いやな思いをしているのを、見たり聞いたりしたことがありますか。(1つだけ)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. よくある</li> <li>2. 時々ある</li> <li>3. 何度かある</li> <li>4. まったくない</li> </ol>	<p>それは具体的にどのようなことでしたか</p>
---	---------------------------

問21 あなたは、ユニバーサルデザイン※のまちづくりを進めるため、地域の環境および制度として何を優先して整備する必要があると思いますか。  
(特に必要と思うものを3つまで)

※ユニバーサルデザインとは、障がいの有無・年齢・性別・国籍などの違いを超えて、だれもが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品などのデザインをしていこうという考え方のこと。

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障がい者専用駐車スペースや思いやり駐車場区画の確保</li> <li>2. 道路、建物、乗り物などの出入り口の段差解消</li> <li>3. 点字ブロックや音のでる信号機の設置</li> <li>4. エレベーターやスロープ、自動ドアの設置</li> <li>5. だれもが利用しやすい多機能トイレの設置</li> <li>6. 道路、階段などの手すりの設置</li> <li>7. だれにでもわかりやすい案内表示などの設置</li> <li>8. 障がいのある人が利用しやすいバスなどの交通手段の充実</li> <li>9. だれもが参加しやすいイベント、行事などの企画</li> <li>10. ガイドヘルパー・ボランティアによる外出支援の充実</li> <li>11. ホームページなどを見やすいものにする</li> <li>12. 音声・映像や点字などを用いた情報提供の充実</li> <li>13. わからない</li> <li>14. 特にない</li> <li>15. その他 ( )</li> </ol>	
---	--

必要な障がい者施策についてお伺いします。

問22 あなたは、今後伊賀市が障がい者施策を充実させるため、どのようなことに力を入れていく必要があると思いますか。(特に必要と思うものを3つまで)

1. 障がいのある人への理解を深める福祉教育や広報活動の充実
2. 障がい児療育、教育の充実
3. ホームヘルプサービス、短期入所などの在宅福祉サービスの充実
4. 生活介護やデイサービスなどの日中活動のためのサービスの充実
5. 就労訓練サービスの充実
6. 障がいのある人のための入所施設の整備
7. ケア付き住宅やグループホームなどの住まいの確保
8. 一般企業や事業所における障がい者雇用の促進
9. 障がいのある人のための各種手当の充実、医療費の軽減
10. 利用しやすい建物、道路、交通手段、ガイドヘルプなど外出支援の充実
11. 障がいのある人のスポーツ、学習、文化活動に対する支援
12. 点字、手話、インターネットの活用などコミュニケーション支援の充実
13. 地域におけるボランティア活動の活性化
14. 成年後見制度※の活用支援など障がいのある人の権利擁護※の推進
15. 特にない
16. その他 ( )

※成年後見制度とは、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように裁判所に申立てをして、その人を保護、援助してくれる代理人(主に弁護士などが当たります)を選任する制度です。

※権利擁護事業とは、知的または精神障がいのある人などで判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用の手続きの援助や日常的な金銭管理及び書類等の預かりなどを行い、在宅での生活を支援する事業です。

問23 障がいのある人もない人もともに地域で暮らしていくためには地域に何が必要だと考えますか。(あてはまるものすべて)

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1. 自宅への訪問型サービス       | 7. 情報のバリアフリー        |
| 2. 自宅への訪問医療          | 8. ボランティアと地域をつなぐ仕組み |
| 3. 地域のつながり           | 9. だれもがいられる居場所づくり   |
| 4. 地域担当の相談機関         | 10. 福祉教育の実施         |
| 5. 地域の環境整備(バリアフリーなど) | 11. その他             |
| 6. 自宅のバリアフリー         | ( )                 |

問24 障がい者福祉などに対するご意見などがありましたら、自由にご記入ください。

ご回答いただき、ありがとうございました。

【問い合わせ先】

伊賀市 健康福祉部 障がい福祉課

電話 0595-22-9657

FAX 0595-22-9662

Eメール shougai@city.iga.lg.jp